	2　林野水産行政費	林野及び水産業の従業者数	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.003
			2級地	0.003
			3級地	0.002
			4級地	0.002
			無級地（旧4級地であった地域）	0.001
			無級地（上記以外の地域）	0.000
五　総務費	1　地域振興費	人口	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.229
			2級地	0.202
			3級地	0.196
			4級地	0.156
			無級地（旧4級地であった地域）	0.104
			無級地（上記以外の地域）	0.000
		面積	寒冷補正（給与差）	
			1級地	0.008
			2級地	0.007
			3級地	0.007
			4級地	0.005
			無級地（旧4級地であった地域）	0.004
			無級地（上記以外の地域）	0.000
			備考 「無級地（旧4級地であった地域）」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める4級地の地域に市町村役場が所在する市町村であつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に定める4級地以外の地域に市町村役場が所在する市町村とする。	

附則別表第十を次のように改める。

附則別表第十

平成二十八年度における基準財政収入額の算定方法の特例

（附則第十八条算式の符号α及びβ関係）

市　名	α	β
長　野　市	1.3542	0
熊　本　市	1.3543	4,262.1
宮　崎　市	1.3543	27,799.6

附則別表第十一及び附則別表第十四を次のように改める。

附則別表第十三

⑴　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.550	0.4070
同上0.20以上0.30未満のもの	1.100	0.2970
同上0.30以上0.40未満のもの	2.310	−0.0660
同上0.40以上0.50未満のもの	3.630	−0.5940
同上0.50以上0.60未満のもの	5.500	−1.5290
同上0.60以上0.70未満のもの	7.260	−2.5850
同上0.70以上0.80未満のもの	7.920	−3.0470
同上0.80以上のもの	7.920	−3.0470

⑵　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.9244	0.6471	0.6240	0.1849	0.4160	0.1849
同上0.10以上0.20未満のもの	0.9244	0.6471	0.8088	0.1664	0.7072	0.1558
同上0.20以上0.30未満のもの	1.3404	0.5639	1.1555	0.0970	0.9983	0.0975
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8488	0.4114	1.7332	−0.0763	1.5391	−0.0647
同上0.40以上0.50未満のもの	3.4665	−0.2357	2.8656	−0.5292	2.4959	−0.4473
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8531	−0.9289	4.1135	−1.1532	3.6190	−1.0089
同上0.60以上0.70未満のもの	6.7481	−2.0659	6.4708	−2.5676	5.7312	−2.2762
同上0.70以上0.80未満のもの	8.5506	−3.3277	9.0128	−4.3470	8.6893	−4.3468
同上0.80以上0.90未満のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3471	8.6893	−4.3468
同上0.90以上1.00未満のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3470	8.7817	−4.4300
同上1.00以上のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3470	8.7817	−4.4300

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市町村名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石　垣　市	13.124	3.753
宮古島市	10.755	2.935
伊　江　村	8.297	2.096
渡嘉敷村	8.297	2.096
座間味村	8.297	2.096
粟　国　村	8.297	2.096